

長野県飯田 OIDE 長姫高等学校「いじめ防止基本方針」

長野県飯田 OIDE 長姫高等学校

1 学校の方針

本校は、平成 25 年 4 月に飯田工業高校と飯田長姫高校とを統合して、県下初の総合技術高校として開校を果たした。統合前の両校の素晴らしい伝統を継承した上で更なる発展を遂げ、創造力や実践力を身に着けたたくましい生徒を育むことを共通の願いとして、学校運営を行っている。また、飯田・下伊那地域における工業・商業を併設した専門校として、キャリア教育の本旨を満たした授業を構築することを通して、多岐に渡る希望を抱く生徒の進路実現を果たすことを目的としている。

学校教育目標として「幅広い教養と高い専門性を追究し、社会に開かれた学びを通して、平和な未来に貢献できる心豊かな人間を育成する」という命題を掲げ、その具体的な重点目標として、①「ひとづくり(豊かな情操を育む人間形成)——生命の尊厳を自覚し、真理と正義を愛する知識・教養・創造性豊かな人間の育成に努力する」 ②「ものづくり(付加価値の創造)——独創(Originality)・想像(Imagination)・工夫(Device)・努力(Effort)の精神を尊重し、工業・商業両分野における“ものづくりの拠点校”としての役割を果たす」 ③「学校づくり(充実した学びの場の構築)——安心安全な学校生活をめざすとともに、環境教育や総合技術高校としての専門教育の推進等により特色ある教育システムを構築する。」という三点を重視している。

更に、学校の活性化と開かれた学校づくりとを図るため、地域社会との連携を一層強化し、地域へ貢献する活動を通して生徒の社会性と規範意識とを高めることを目的とした実践を行っている。こうした教育活動を通して、「地域に愛され、地域に開かれた学校づくり」を目指し、また、地域の皆様がたから学ぶことを通して自らの夢や志の実現に向けて努力を重ね、自己の可能性を切り拓くことのできる生徒を育成することも大切な課題であると捉えている。

全校生徒が安心・安全な学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことができるよう、全教職員が生徒とともに、「いじめ」を抑止し人権を守る土壌を育み、「いじめ」を許さない学校づくりを推進していかななくてはならない。そのために日常の指導体制を定め、「いじめ」の未然防止を図りながら、「いじめ」の早期発見、また、発生した「いじめ」を適切かつ迅速に解決するという主眼を果たすために、ここに「いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 「いじめ」を防止するための基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。[いじめ対策推進法第二条より]

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

(2) いじめの未然防止について

- ① いじめの未然防止対策は、いかに集団に対して働きかけるかである
- ② 生徒の「心の通じ合うコミュニケーション能力」を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをしていく。
- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

(3) いじめの早期発見について

- ① いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、いじめではないかとの疑いをもって、些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 定期的なアンケート調査や面談等の実施により、生徒が相談しやすい環境づくり、いじめの実態把握に取り組む。

(4) いじめの早期対応について

- ① いじめであるかどうかの判断をすることにより、いじめと疑われるもの（事実が未確定な段階のもの）すべてに対応することが早期発見につながる。
- ② 特定の職員が抱え込むのではなく、情報がいじめ対策組織に伝わること
- ③ 生徒や保護者の痛み・苦しみと向き合う

(5) ネット上でのいじめの対応

- ① インターネットに投稿するという事は、完全な匿名状態ではなく、自分が被害を受けるリスクもあり、逆に加害者となった場合、社会的非難や社会的制裁を受ける可能性があることを生徒に認識させる必要がある。
- ② インターネット上のいじめは刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校は、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ③ インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、状況を適切に把握するとともに、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。A) 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局や地方法務局の協力を得ながらプロバイダに対して速やかに削除を求める。B) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ インターネットの安全な利用について、生徒が自ら考え、自ら行動するための取組をする。

3 「いじめ」の防止等に関わる指導体制

(1) 日常の指導体制

「いじめ」の防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、「いじめ」が教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さず、早期発見するための「チェックリスト」「学校生活アンケート」を別に定める。

別紙 2-1・2・3 「チェックリスト」「学校生活アンケート」

(2) 未然防止等の年間指導計画

「いじめ」の防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、「いじめ」の防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、「いじめ」の防止のための取組、早期発見のあり方、「いじめ」への対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、

年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) 組織的対応

「いじめ」の疑いに関する情報を把握した場合や「いじめ」を認知した場合に、情報の収集と記録、情報の共有、「いじめ」の事実確認を行い、迅速に「いじめ」の解決を果たすことができるような組織的対応の方針を別に定める。

別紙4 組織的対応

(4) 地域への発信

地域に開かれた学校づくりをめざし本校は、これまでも情報発信に努めてきた。この「いじめ」の防止にあたっては、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地区ブロック懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を活用して、保護者や地域社会への情報発信に努める。また、年度当初策定する学校自己評価目標にも具体的項目を掲げ、学校全体として取り組んでいく。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「『いじめ』により当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められているとき」とされている。改めて重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

(2) 基本姿勢

- ① 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事案関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- ② 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- ③ 重大事態の調査は、「民事・刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事案の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

(3) 重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって「疑い」が生じてはなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定される。不登校事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、国の基本方針においてはただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。

(4) 重大事態の発生に係わる被害児童生徒・保護者からの申し立て

被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(5) 発生報告

学校は重大事態が発生した場合あるいは、重大事態が疑われる場合、速やかに長野県教育委員会へ報告する。（学校の設置者を通じて、地方公共団体の長まで重大事態が発生した旨を報告する義務がある。）

(6) 調査組織

- ① 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な認定を行うことができるよう構成する。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るように努める。
- ② 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行う。（原則、学校が調査主体となる）学校が主体となる場合、a）既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織に第三者を加える場合とb）学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合が考えられる。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 学校として配慮が必要な生徒について

以下の4点の学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- (1) 発達障がいを含む障がいのある生徒
- (2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- (4) 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

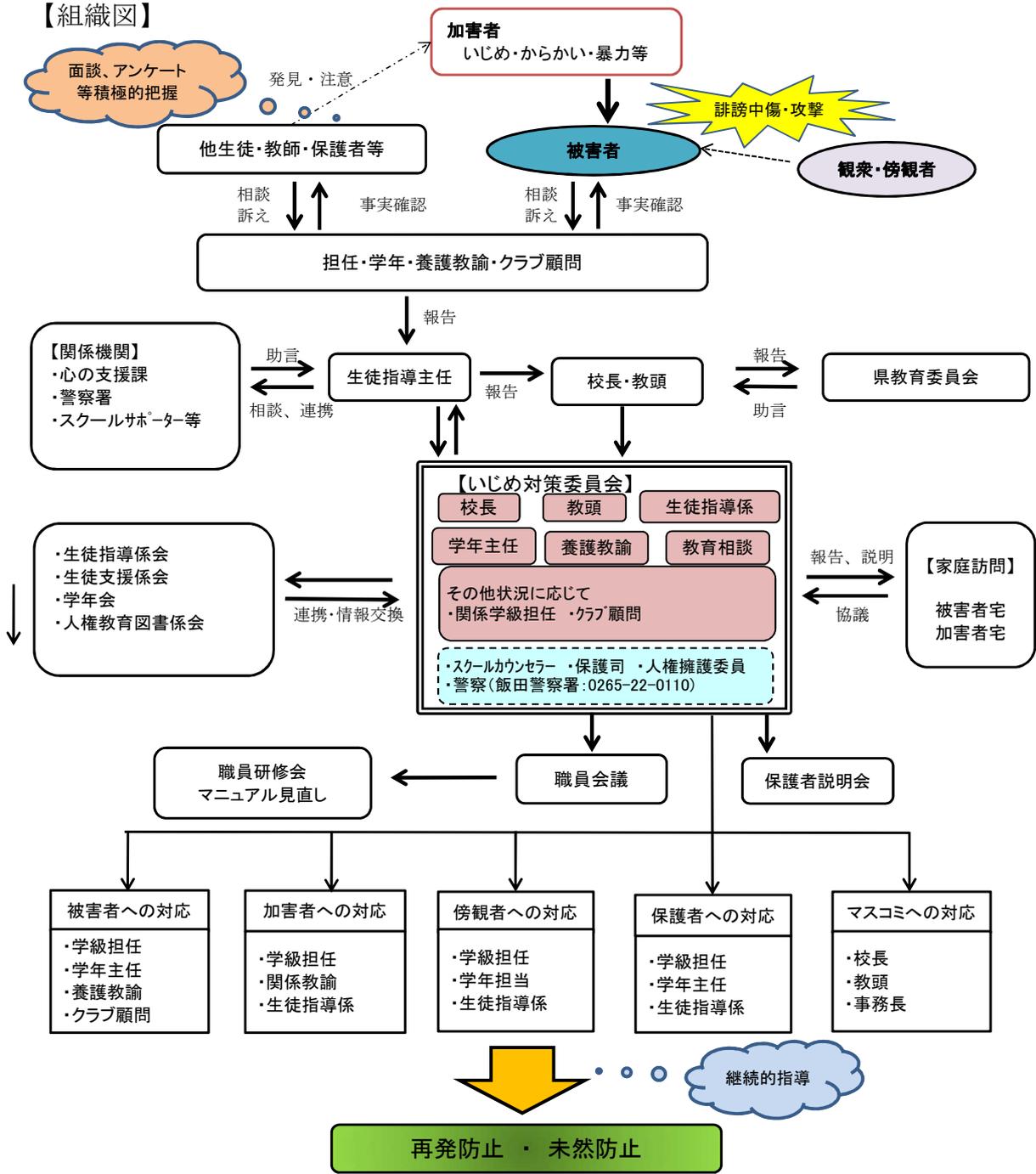
校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心とな

いじめ対策委員会について

- 校長、教頭、教育相談委員長、生徒指導主任、学年主任、養護教諭で編成する。
(委員長は教頭。事案の状況に応じて、学級担任、クラブ顧問等関係職員及びスクールカウンセラー、学校評議員、警察などを入れてメンバーは適宜編成する。学校生活アンケート、年間計画等の作業は教育相談委員長を中心に委員会でを行う)
- 生徒指導係、教育相談委員会と連携し事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて個別支援計画を立てる。

【組織図】



安心・安全な学級経営や教育活動を学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、また、生徒指導等について気軽に相談等ができる職場環境が大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、教職員が心を通い合わせる学校づくりを推進する。



◆ 個別チェックシート【生徒用】

1 登校時・SHR等

- 欠席・遅刻・早退が目立つ。
- 一人で登校するか、友だちと登校していても表情が暗い。
- 元気のない、浮かない顔をしている。
- 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- 教師と視線を合わせようとしない。
(教師の目を避けている)
- 教師の問いかけに答えようとしない。
(何かごまかそうとしている)

2 授業時間

- 頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- 授業開始時、机上や机の周りに学用品等が散乱している。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 特定の子が、授業と全く関係のないことを発言し(させられ)て、笑い者になっている。
- 特定の子に対し、周囲の子が机・椅子を離して座ろうとしている。
- いつも準備や後かたづけをさせられている。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

3 昼食時

- 弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 弁当の中身が食べられている。(食べ散らかされている。)
- グループで食べる時、特定の子の机だけが離されたりポツンと残されたりする。

4 休み時間

- どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- 友だちとよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にいたることが多く、一人になりたがらない。

5 その他

- 何か問題が生じると、いつも特定の子の名前がすぐあがる。
- 朝には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- 傷や怪我の跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 今まで付き合っていたグループから離れた。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散乱している。
- 納入金などを急に滞納しはじめる。
- 掲示作品・黒板・壁等に中傷や悪質な落書きがみられる。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- 席替えや班決めで、特定の子の隣や近くの席を嫌がる。
- ふざけた雰囲気の中で代表等に選ばれる。
- 特定の子だけに集中してボールを投げたり打ったりして、失敗すると笑い者にする。
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。



◆ 個別チェックシート【保護者用】

1 態度やしぐさ

- 家族との会話が減ったり学校的话题を意図的に避けたりするようになる。
- 感情の起伏が激しくなり、ささいなことで怒ったり動物や物などに八つ当たりしたりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする。
- 朝の起床が遅くなったり、登校を嫌がったりする。
- 帰りが遅くなったり、理由を言わず外出したりする。
- 日曜・休日は機嫌がよい。
- 家族と視線を合わせるのを避けたがる。

3 交友関係

- 友だちや学校の不平不満を口にするのが多くなる。
- 友だちからの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。
- 仲のよかった友だちとの交流が極端に減る。
- 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。
- 急に友だちが変わる。
- 早く学校から帰ってきて、外出しようとしていない。

2 服装、身体・体調

- 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られる。
- 理由のはっきりしないすり傷や打撲の跡がある。
- 自分のものではない衣服（制服）を着ている。
- 学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなったりする。
- 食欲不振、不眠を訴える。
- 寝言を言ったりうなされたりしている。

4 その他

- 持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。
- かばんや教科書に落書きがされている。
- 買い与えた物を紛失したり壊されたりしている。
- ナイフ等をかばんやポケットに入れてもち歩いている。
- 急に金遣いが荒くなる。
- 必要以上のお金を持っている。
- 家庭から品物、お金がなくなる。
- 用途のはっきりしないお金を欲しがる。

学校生活アンケート

年 組 番 氏名

安心安全で快適な学校をつくるためには、みなさん全員の協力が必要です。

- ・安心安全で快適な学校をつくるためのアンケートです。
- ・すべての質問項目に回答してください。
- ・記述が終わった用紙は、半分に折りたたみ記述面が見えないようにして提出してください。

数字に○印を付けてください

質問1 あなたは学校生活が _____ → (楽しい 1 2 3 4 楽しくない)
その理由を教えてください。

質問2 あなたは授業に集中 _____ → (している 1 2 3 4 していない)
その理由を教えてください。

質問3 クラスメイトは授業に集中 _____ → (している 1 2 3 4 していない)
その理由を教えてください。

質問4 あなたはクラスで悲しい思いを _____ → (していない 1 2 3 4 している)
その理由を教えてください。

質問5 クラスで悲しい思いをしている人が _____ → (いない 1 2 3 4 いる)
その様子や理由を教えてください。(SNS等での誹謗中傷や画像の無断掲載も含まれます)

質問6 相談したいことが _____ → (ない 1 2 3 4 ある)
先生、家庭、友人、学習、健康、部活動、生徒会、進路など、気になることや相談したいことがあれば自由に記述をしてください。

《学校教育目標》	《重点目標（中長期的目標）》
幅広い教養と高い専門性を追求し、社会に開かれた学びをとおして、平和な未来に貢献できる心豊かな人間を育成する	【ひとづくり(豊かな情操を育む人間形成)】 1 生命の尊厳を自覚し、真理と正義を愛する知識・教養・創造性豊かな人間の育成に努力する。 【ものづくり(付加価値の創造)】 2 独創(Originality)・想像(Imagination)・工夫(Device)・努力(Effort)の精神を尊重し、工業・商業両分野における“ものづくりの拠点校”としての役割を果たす。 【学校づくり(充実した学びの場の構築)】 3 安心・安全な学校をめざすとともに、環境教育や総合技術高校としての専門教育の推進等による特色ある教育システムを構築する。

いじめ対策委員会：校長 教頭 教育相談委員長 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 *状況に応じて担任、ｸﾞﾗﾌﾞ 顧問等

《年間指導計画》		未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	職員会議等 いじめ対策委員会 ・学校目標の作成 ・指導方針の確認 ・1学期計画作成 職員会議※1	保護者向け啓発(ネットいじめを含む) ※5 PTA総会、各学年会、クラス	個人面談週間 ※3	1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議・生徒支援会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 危機管理の心構え「さしずせそ」 さ: 最悪を想定する し: 慎重に対処する ず: 素早く対処する せ: 誠意を持って対処する そ: 組織全体で対処する </div>
5月	事案発生時、緊急対応会議の適宜開催(通年) 人間関係づくり、学級・学年づくり ※8	(春季球技大会)	学校生活アンケート ※2 個人面談・個人状況把握	
6月				
7月		情報リテラシー学習 ※6 (文化祭)	保護者懇談 ※3	
8月		カウンセリングマインド研修 ※4		
9月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期計画作成 職員会議	全校人権学習 ※7	個人面談・個人状況把握	
10月		(2年修学旅行)	学校生活アンケート ※2	
11月		保護者向け啓発 ※5 (秋季球技大会)	個人面談・個人状況把握	
12月		情報モラル研修 ※4	三者面談・個人状況把握	
1月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・3学期計画作成 職員会議			
2月				
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・学校自己評価まとめ ・次年度の指導方針改善	次年度に向けクラスづくり		

※1 職員会議
いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。

※2 学校生活アンケート(いじめアンケート含む)
クラス毎学期始めの状況把握と同時に学校生活アンケートを年2回以上実施。クラスの状況に応じて実施することも可。

※3 個人面談週間・保護者懇談における実態把握
・4月の面談週間で全学年とも状況把握を実施する
・1・2学期の保護者懇談を利用し、学校生活状況を把握し、いじめが起っていないかどうかを確認する。
・5月連休、夏季休業、10月連休後に状況把握する。

※4 職員研修の実施(開催時期内容等は状況に応じて実施)
カウンセリングマインド研修
ロールプレイ等、研修の実施の工夫するなど効果的な研修を実施する。
情報モラル研修(職員)
ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。

※5 保護者向け啓発
ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針の周知と保護者からいじめ等の情報を収集する。

※6 情報リテラシー学習(生徒)
SNS等の情報ネットワークにまつわるトラブル等について生徒向けに講演を実施し、情報セキュリティについての注意を喚起する。

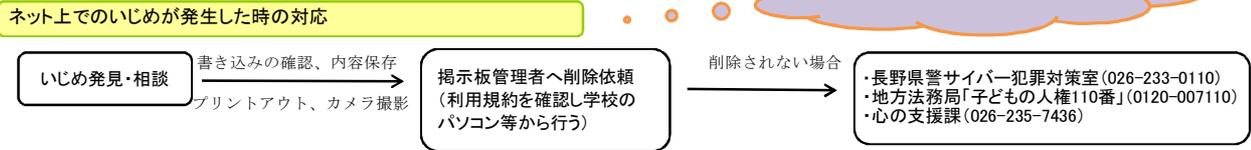
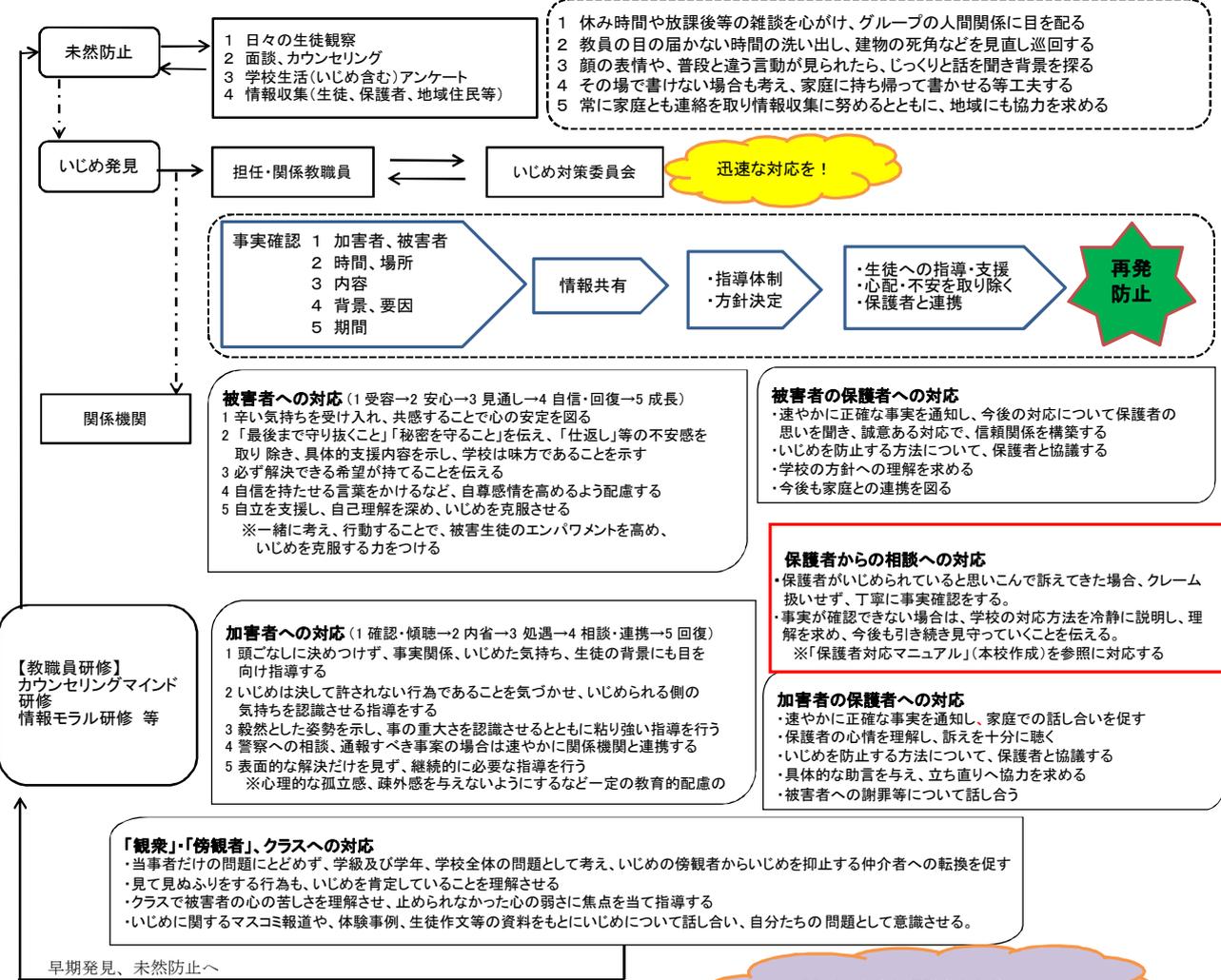
※7 全校人権学習
各学年による人権教育講演会を実施し、SSTを含めたいじめ防止につながる学習を行う。

※8 学級・学年づくり/人間関係づくり(各HR)
1学期、2学期を通して、クラスや学年の人間関係づくりについてLHR等で学習する。

組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりでは抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



- ☆生徒への指導ポイント**
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際に、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンでの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、一旦消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて等指導する。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、心の支援課に報告し、助言を得ながら校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、所轄の警察、保護司および民生委員、人権擁護委員など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。

ひとりで なやまないで

～だれかに話してみよう～ (2023年4月現在)

総合相談窓口

● 長野県子ども支援センター

(長野県こども若者局こども・家庭課)

子ども専用無料電話 0800-800-8035

大人専用 026-225-9330

子どもに関する相談全般に応じています。〔月～土 10:00～18:00〕



学校教育、いじめ、不登校など

● 学校生活相談センター (24時間子ども SOS ダイヤル)

(長野県教育委員会心の支援課)

0120-0-78310

いじめや不登校など学校生活に関わる相談に応じています。〔24時間〕

● 電話教育相談

長野県総合教育センター 0263-53-8811

東信教育事務所 0267-24-5570

南信教育事務所 0265-72-4647

飯田事務所 0265-53-0462

中信教育事務所 0263-47-7830

北信教育事務所 026-232-7830

学校生活や不登校など、教育上のあらゆる問題について、保護者や児童生徒からの相談に応じています。〔平日 9:00～17:00〕

養育上の悩みや非行・虐待など児童の福祉

● 児童相談所全国共通ダイヤル

いちちやく
189

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。〔24時間〕

中央児童相談所 026-238-8010

松本児童相談所 0263-91-3370

飯田児童相談所 0265-25-8300

諏訪児童相談所 0266-52-0056

佐久児童相談所 0267-67-3437

児童福祉司や児童心理司などの専門職員が、18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。〔平日 8:30～17:15〕

● 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

(長野県こども若者局こども・家庭課)

026-219-2413

児童虐待・DV(配偶者間暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。〔24時間〕

● 長野県性暴力被害者支援センター

「りんどうハートなの」

(長野県県民文化人権・男女共同参画課)

026-235-7123

性暴力被害にあわれた方を支援するための相談窓口です。〔24時間〕

● 性犯罪被害ダイヤルサポート 110

(長野県警察本部内)

0120-037-555 または #8103

性犯罪に関する被害の相談ができる全国共通ダイヤルです。〔24時間 ※執務時間外は当直が対応〕

ネットで困ったことになったら

● 信州ネットトラブルバスターズ

ネットトラブルの対応と相談先をまとめた Web ページです。



子どもの非行などの問題行動

● 少年サポートセンター ヤングテレホン

警察本部 026-232-4970

長野中央警察署 026-241-0783

松本警察署 0263-25-0783

上田警察署 0268-23-0783

伊那警察署 0265-77-0783

少年相談専門職員や警察官が、子どもの非行、いじめや犯罪の被害に関する相談に応じています。

〔警察本部 : 24時間 ※執務時間外は当直が対応〕

〔その他警察署 : 月～金 8:30～17:15〕

● 警察安全相談 (警察本部広報相談課)

026-233-9110 または #9110

犯罪等による被害の未然防止、DV(配偶者間暴力)、ストーカー被害等に関する相談に応じています。〔24時間〕

● 法務少年支援センター長野

善光寺下の青少年心理相談室(長野少年鑑別所内)

026-237-1123

非行問題を扱う専門機関として、心理の専門家などが相談に応じています。〔平日 9:00～12:15 13:00～17:00〕

人権の問題

● 子どもの人権110番(長野地方法務局)

0120-007-110

人権擁護委員などが子どもの人権に関わる様々な相談に応じています。

〔平日 8:30～17:15〕

心の健康

● 長野県精神保健福祉センター

026-266-0280

心の健康や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコールや薬物等の依存症、思春期の精神保健に関わる相談、発達障がいやひきこもり等に関する相談に応じています。〔平日 8:30～17:15〕

思春期の子どもの発育・発達や健康

● 思春期相談

県内の保健福祉事務所

長野市保健所 ※保健師相談のみ

松本市保健所

医師、保健師、心理師などが心や体の健康相談に応じています。

〔平日 8:30～17:15〕

民間団体が実施している電話相談

● チャイルドライン(長野県チャイルドライン推進協議会)

0120-99-7777

18歳までの子どもの声に耳をかたむけ、その心を受け止めたり相談にのじたりしています。〔毎日 16:00～21:00〕

● 子育てひといきホットライン(ながの子どもを虐待から守る会)

026-268-0008

子どもを虐待から守る、虐待をしないための相談に応じています。

〔火・木 10:00～14:00 土 10:00～12:00〕

● いのちの電話 (社会福祉法人長野いのちの電話)

長野いのちの電話 026-223-4343

松本いのちの電話 0263-88-8776

誰にも相談できずに苦しんでいる人の悩みに応じています。

〔毎日 11:00～22:00〕